

副
本

平成21年(ワ)第17473号 損害賠償 請求事件

原告 樋田 敦

被告 社団法人日本気象学会

答 弁 書

平成21年7月2日

東京地方裁判所民事第44部合B係 御中

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番2号

丸の内三井ビルディング201号室

長谷川俊明法律事務所(送達場所)

電話 03-5288-1151

FAX 03-5288-9281

被告訴訟代理人弁護士 長 谷 川 俊 明



同 山 宮 道 代



同 平 賀 真 紀



同 下 田 一 郎





第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 請求原因第1第1段落乃至第3段落のうち、原告が『熱学外論－生命環境を含む開放系の熱理論』および『CO2温暖化説は間違っている』の著者であることは認め、その余は不知。
- 2 同第1第4段落は被告が原告の論文を被告の機関誌「天気」に掲載しなかったこと、および被告が本年春季大会での原告の一般講演を許可しなかったことは認め、その余は否認ないし不知。

「天気」編集委員会が原告の論文を「天気」に掲載しなかったのは、恣意的な理由によるものではなく、2度の改稿を経ても原告の論文は問題点をクリアできず、査読者から「本稿は「天気」に論文として掲載するには適さない」あるいは「「天気」には不適當である」との判断が下されたためである（甲10）。

- 3 同第1第5、第6段落は否認ないし不知。
- 4 同第2は、原告が2007年以来、被告の通常会員であり、被告の社員であるという部分は否認し、その余は認める。

原告は、2007年以来、被告の特別会員であり、被告の社員ではない（乙1）。

- 5 同第3、1は同第3、1（1）第1段落、第2段落は認め、その

余は否認する。

定款第8条2号が規定する会員の特典として「学術的会合に参加する」ことの意味は、他の会員の研究発表を聴取することをも含み、被告に多数の会員がいることに鑑みれば、会員各人が自己の研究発表を常に学術的会合で発表することのできる具体的権利までを意味するものではない。

また、定款第8条3号には会員の特典として「機関誌に寄稿すること」とあるが、「寄稿」という日本語は、雑誌等に記事、論文等を送ることを意味すること、また、学術論文として被告機関誌に掲載する論文の質の維持に鑑みれば、研究発表が被告機関誌に学術論文として掲載されるためには、学術論文としてふさわしい研究発表であると査読者等により評価された上で被告機関誌に掲載されることは至極当然のことであり、会員各人が必ず被告機関誌に自己の論文掲載を求めることができる具体的な権利までを与えられているものではない。

くわえて、そもそも、原告は被告の特別会員であるため、社員ではないものの、仮に原告が通常会員であったとしても、各通常会員は当然にいかなる論文をも被告の主催する大会で発表し、または被告の機関誌に掲載することを要求することができる権利を持つものではなく、株式会社の各株主が原則として自益権として利益配当請求権を株式会社に対して有することと同列に論じることができない。

- 6 同第3、2(1)のうち、原告が訴外近藤邦明との共著論文を被告機関誌「天気」に掲載することを求めたこと、「天気」編集委員会が原告に2回の改訂を求めた後、本論文の掲載を行わなかったことは認め、その余は否認する。

7 同第3、2(2)乃至(7)のうち、「天気」編集委員会が甲第10号証記載の指摘をしたこと、査読者が甲第5号証、甲第7号証および甲第10号証記載の指摘をしたことは認め、その余は否認ないし不知。

原告が「科学的論文としての、それも高いレベルでの科学的論文としての評価を受けていた」、「これが科学論文として完成されたものである」と主張するのは、査読者のコメントの一部を拾い上げ、原告が思い込みにより判断したにすぎない。

査読者は、当初から「本稿では理論の展開の過程で説明の不足する部分や過去の観測事実との矛盾がいくつか見られ、現時点の原稿では著者らの主張が十分な説得力を持って伝わってこない。」(甲5、査読者Aコメント1頁)、「自然科学の論文として不適切であると考えられる」(甲5、査読者Bコメント1頁)と指摘し、2回目の改訂後には、はっきりと「本稿は「天気」に論文として掲載するには適さないと判断する」(甲10、査読者Aコメント2頁)、「「天気」には不適當である」(甲10、査読者Bコメント1頁)と結論づけている。

また、原告の論文不採用の理由は、甲第10号証表書きに記載された事項のみでなく、査読者の意見が同文書に添付され、原告も知り得る状態になっていることから当然わかるように、査読者の意見に基づいている。

8 同第3、2(8)は不知。

9 同第3、2(9)は争う。

10 同第3、3(1)第1段落、第2段落は認め、第3段落は否認。

11 同第3、3(2)は否認。

原告は、査読者のコメントの一部を拾い上げ、「本論文の査読者

から科学的論文としての、それも高いレベルでの科学的論文としての評価を受けているものであり」と判断しているが、かかる判断は、原告が思い込みにより判断したにすぎない。

前述のように、査読者は、はっきりと「本稿は「天気」に論文として掲載するには適さないと判断する」、「「天気」には不適當である」と結論づけている。

1 2 同第3、3（3）、（4）のうち原告が2007年10月、2008年5月、同年11月に講演を行ったことは認め、その余は否認ないし不知。

1 3 同第3、3（5）は争う。

1 4 同第4は否認ないし争う。

第3 求釈明

原告は、請求原因第3、2、（9）および同第3、3、（5）において被告の行為に主位的に債務不履行が成立すると主張し、副位的に不法行為（使用者責任）が成立すると主張したうえで、請求原因第4において被告に慰謝料支払義務があると主張している。

しかし、被告の債務不履行によって慰謝料支払義務が発生しているとは主張するのであれば、いかなる根拠により債務不履行により慰謝料支払義務が生じるのか不明確であるため、債務不履行に基づき慰謝料支払義務が発生する根拠を明らかにされるよう求める。

第4 被告の主張

1 論文不採用について

（1）論文採否の手続き

被告機関誌「天気」は、専門家である査読者の査読を経た上で

編集委員の決定により論文を掲載するか否かを決定する仕組みとなっている（乙2）。

査読にあたっては、査読者は専門家の立場から、寄稿された論文を、研究の学術的価値・新規性、文献引用の過不足、論旨や計算の誤りの有無、記述のわかりやすさ・まとまり等を審査した上で「天気」に論文として掲載するに足る内容かどうかを判断している。

（2）原告の論文に対する判断

原告の論文に対しても査読者は2度にわたり詳細な改稿指示を行っており（甲5、7）、適正な査読手続きを行った上で、原告の論文は「天気」の論文として掲載するには適さないと判断している（甲10）。

かかる査読者の判断に基づき編集委員は原告の論文を不採用とする決定を行っており、適正な手続きにより不採用の決定を行っている。

したがって、原告の論文の不採用に何ら違法はない。

2 講演拒絶について

（1）講演申込みに対する講演企画委員会の裁量権

「天気」2008年12月号記載の「2009年度春季大会の告示」Ⅳ. 研究発表要領 8. その他では、「申込まれた予稿の内容が、～等の理由により、講演を認めることが適当でないと講演企画委員会が判断した場合には、講演を認めないことがある」として、講演申込みに対する採否について講演企画委員会が裁量権を有している旨を示している（乙3）。

（2）原告の講演に対する判断

原告は、「天気」の論文として不採用となった原告の論文の

内容を発表内容として（甲15の1、2）、2009年春季大会での講演を希望した。

しかし、原告の論文は、学術論文としては不十分なものであり、かかる原告の講演について被告の講演企画委員会は、学術的講演ではないと判断した（甲18、20）。

したがって、原告の講演不許可は、被告の講演企画委員会がその裁量権に基づき適正に判断したものであり、何ら違法はない。

3 原告の請求が失当であること

被告が原告の論文を「天気」に掲載せず、原告の講演を許可しなかったとしても、原告は、自らが以前行った出版での発表やインターネットでの発表等を通じて自己の研究発表を行う手段はいくらでも有している。

他方、被告が被告機関誌の掲載論文、被告主催大会での講演の質を維持するために学術的価値の有無について判断してから論文の掲載、講演の許可について決定するのは極めて当然のことである。

原告が被告のかかる決定について不満であれば、他の手段により自己の研究について発表すればよく、被告は、原告から債務不履行責任、不法行為責任を追及されるいわれは全くない。

したがって原告の請求は完全に失当であるといわざるを得ない。

第5 結論

よって、原告の請求は直ちに棄却されるべきである。

以上

証 拠 方 法

乙第1号証	入会申込書
乙第2号証	査読制度に関する指針
乙第3号証	2009年度春季大会の告示

附 属 書 類

1 乙号証写し	各1通
2 訴訟委任状	1通